

# 機械警備業務契約書（案）

収入印紙

貼付

- 業務名 花と緑の交流館機械警備業務
- 建築物の所在地 堺市堺区東上野芝町1丁4-3
- 履行期間 自 平成30年 4月 1日  
至 平成36年 3月31日
- 平成30年度月額委託料 ￥ 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 円)  
平成31年度以降月額委託料 ￥ 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 円)
- 契約保証金 契約金額の10/100以上（ただし、利子は付さない。）  
なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
  - 保険会社との間に本協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
  - 過去2年間に、当協会又は国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。（当協会以外の場合は、履行実績証明書が必要）
  - 契約金額が、1,000,000円以下であるとき。

上記の業務について、発注者を甲（以下「甲」という。）とし、受注者を乙（以下「乙」という。）として、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 発注者 住所 堺市堺区東上野芝町1丁4番地3  
名称 (公財)堺市公園協会  
代表者 理事長 岡本 広美

乙 受注者 住所  
名称  
代表者

- (総則)
- 第1条 甲及び乙は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする業務契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
  - 第2条 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に履行するものとし、甲は、その契約金額を支払うものとする。
  - 第3条 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

- 4 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 5 この約款の履行に関して甲乙間で用いる計算単位は、仕様書に特別の定めがある場合を、除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この契約は、日本国の法令及び堺市公園協会契約実施細則に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第32条の規定に基づき、甲乙協議の上選定される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 8 甲が、第11条に規定する監督員を定めたときは、この契約の履行に関し、乙から甲に提出する書類（業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。）は、監督員を経由するものとする。
- 9 前項の書類は、監督員に提出された日に甲に提出されたものとみなす。  
（契約代金内訳書及び業務計画書）
- 第2条 乙は、本契約締結後10日以内に、契約代金内訳書を作成し甲に提出しなければならない。なお、契約代金内訳書は、甲及び乙を拘束するものではない。
- 2 乙は、仕様書に従い、業務の実施に先立って業務計画書を作成し、甲に提出し、その承諾を受けなければならない。  
（機器設置費用の負担）
- 第3条 乙が業務実施のために設置する警報機器類は乙の所有に属し、その施工工事費は乙の負担とする。  
（保守点検）
- 第4条 乙は、警報機器類を常に正常に作動させるために、定期的に保守点検を行い、その都度、甲に報告しなければならない。また、機器類の補修又は交換が必要な場合は、事前に甲に報告しなければならない。
- 2 前項の保守点検及び補修又は交換のために要する費用は、乙の負担とする。ただし、その原因が甲の責に帰すべき事由のときは、甲の負担とする。  
（警備対象の変更に伴う費用の負担）
- 第5条 警備対象物の増設並びに用途変更等により、既設の警報機器類の移動、増設及び撤去等の必要が生じたときの当該施工工事費の負担については、甲乙協議して定める。  
（業務終了時の費用負担）
- 第6条 乙は、本契約が終了したときは、遅滞なく警報機器類を撤去するとともに、施設を修復し取り片付けなければならない。
- 2 前項の警報機器類撤去及び修復に要する費用は、乙の負担とする。  
（権利義務の譲渡等）
- 第7条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。  
（一括委任又は一括下請負の禁止）
- 第8条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。  
（下請負人等の通知等）
- 第8条の2 乙は、業務の履行に際し、相当の理由があるため業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、委任し又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の商号又は名称、委任し又は請け負わせる業務の内容及びその理由、その他甲が必要とする事項を書面をもって甲に通知しなければならない。
- 2 乙が前項の規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次のとおりとする。
- (1) 乙は、堺市公園協会契約実施細則に基づく指名停止等の取扱いにより、入札参加停止の措置を受けた者又は堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止の措置を受けた者（以下「入札参加停止者」という。）及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成21年制定）に基づく入札参加除外の措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）並びに第25条の2第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- (2) 乙は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。
- 3 甲は、乙が入札参加停止者若しくは入札参加除外者又は第25条の2第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、乙に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、乙が負うものとする。  
（特許権等の使用）
- 第9条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。  
（使用人に関する乙の責任）
- 第10条 乙は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。
- 2 乙は、法令で資格の定めのある業務に従事させる乙の使用人については、その氏名及び資格について甲に通知し、その承諾を受けなければならない。使用人を変更したときも同様とする。  
乙は、これら以外の使用人については、甲の請求があるときは、その氏名を甲に通知しなければならない。  
（監督員）
- 第11条 甲は、この契約の履行に関し甲の指定する職員（以下「監督員」という。）を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定める職務の他、次に掲げる権限を有する。
- 一 契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
- 二 この約款及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答
- 三 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督  
（業務責任者）
- 第12条 乙は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を甲に通知するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。
- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。  
（業務関係者に関する措置請求）
- 第13条 甲は、乙が業務に着手した後に乙の業務責任者又は使用人が業務の履行について著しく不相当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 乙は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 4 甲は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。  
（業務の報告等）
- 第14条 乙は、仕様書に従い、甲に対して業務報告書を提出しなければならない。
- 2 甲又は監督員は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、乙に対して業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。  
（控室等）
- 第15条 甲は、業務の実施につき必要があると認める場合は、乙に対して控室、仮眠室、資機材置場等（以下「控室等」という。）を提供するよう努めるものとする。
- 2 乙は、甲から控室等の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、乙は、これらを甲に返還すべきときは、これらを原状に回復しなければならない。  
（関連作業等を行う場合）
- 第16条 甲は、乙の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ乙に通知し、甲乙協力して建築物の保全

に当たるものとする。  
(業務内容の変更)

第17条 甲は、必要があるときは、業務内容の変更を乙に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第18条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日から5日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第19条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約金額の変更事由が生じた日から30日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

第20条 乙は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、甲の指示を受け、又は甲乙協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。

3 甲又は監督員は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(損失負担)

第21条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときにはその限度において甲の負担とする。

3 乙は、第1項又は第2項についての賠償のために、保険を附しておくものとする。

保険金額は、対人賠償1名につき5千万円、1事故につき5億円とし、対物賠償1事故につき5億円とする。

4 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

(検査)

第22条 (A) 乙は、業務が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、前項により業務完了の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、甲は、乙に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

第22条 (B) 乙は、毎月の業務が終了した都度、その旨を甲に通知しなければならない。

ただし、業務最終月分については第6条の規定に基づく警報機器類の撤去を遅滞なく行い、かつ、施設を修復し取り片付けた後に甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、前項により業務完了の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、甲は、乙に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(契約代金の支払)

第23条 乙は、前条の検査に合格したときは、代金の支払を甲に請求することができる。

なお、代金は次のとおり甲に請求するものとする。

毎月業務完了後 月額 ¥ 円

2 甲は、前項の適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に代金を乙に支払わなければならない。

(業務の履行責任)

第24条 第22条の規定による検査において通常発見し得ない不完全履行で、検査合格の日から1年以内に発見されたものについては、甲は、乙に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(甲の契約解除権)

第25条 甲は、堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第43条に定めるもののほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込がないと明らかに認められるとき。

二 第8条又は第29条の規定に違反したとき。

三 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

四 第27条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により契約を解除された場合は、契約解除を行った日が属する年度にかかる契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

4 前項の規定は、甲に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、甲が乙に対し損害賠償の請求を妨げるものではない。

第25条の2 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等(乙が法人である場合にあってはその法人の役員を、乙が個人である場合にあってはその代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)であると認められるとき又は役員等が暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下単に「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者が顧問に就任するなど、事実上経営に参加していると認められるとき又は代理人として選任していると認められるとき。

(3) 役員等又は使用人が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するため、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者を使用し、又は認められるとき。

(4) 役員等又は使用人がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(5) 役員等又は使用人が暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

(6) 第8条の2の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約にあたり、その相手方が第1号から第5号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により契約を解除された場合は、契約金額(単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額)の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

4 前項の規定は、甲に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、甲が乙に対し損害賠償の

請求を妨げるものではない。

第26条 甲は、業務が完了しない間は、第25条第1項及び第25条の2第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

第25条第2項及び第25条の2第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(不正な行為等に係る賠償額の予約)

第26条の2 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除にかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(長期継続契約の場合は、履行期間中の契約金額の総額。以下この条において同じ。)の10分の2に相当する額に、当該契約金額の支払が完了した日から政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の率(以下「支払遅延防止法の率」という。)で計算した額の利息を加算した額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。この契約が履行された後についても、また同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)第3条、第6条、第8条第1項又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条、第8条の2又は第20条の規定による排除措置命令(独禁法第2条第9項第3号に該当する行為及び不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に係るものを除く。)を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 独禁法第3条、第6条、第8条第1項又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条の2第1項(独禁法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第4項、第20条の2、第20条の3、第20条の5又は第20条の6の規定により課徴金の納付命令を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該課徴金納付命令を確定したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、独禁法第7条の2第1項(独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により課徴金を納付すべき場合であって、納付命令を受けなかったとき。

(4) 本項第1号及び第2号に規定する審決に対して、乙が独禁法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(5) 乙又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

(6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると甲が認めるとき。

2 前項(第5号及び第6号を除く。)の規定は、独禁法第7条の2第6項に規定する事前通知の対象となる行為であって甲が特に認めるものについては、これを適用しないものとする。

3 第1項の規定は、甲に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、甲が乙に対し損害賠償の請求を妨げるものではない。

(乙の契約解除権)

第27条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 第17条の規定により業務の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

二 甲が第29条の規定に違反したとき。

三 甲が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。

2 第25条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

3 甲は、第1項の規定により契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第28条 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第25条第2項及び第25条の2第2項の検査合格部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくは損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において当該貸与品が乙の故意若しくは過失により滅失若しくは損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、契約が解除された場合において、控室等に乙が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第29条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。

(遅延利息の徴収)

第30条 乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで支払遅延防止法の率で計算した遅延利息を徴収する。

2 甲の責に帰すべき事由により、甲がこの約款に基づく第23条第2項の規定による契約代金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、乙は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで支払遅延防止法の率で計算した遅延利息を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第31条 乙がこの約款に基づく損害賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額及び乙の契約保証金とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

(紛争の解決)

第32条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、甲が定めたものに乙が不服があるときその他契約に関して甲乙間に紛争を生じたときは、甲及び乙は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲 乙協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務責任者の業務の実施に関する紛争、乙の使用人又は乙から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の業務の執行に関する紛争については、第13条第2項及び第4項の規定により乙が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第2項及び第4項の期間が経過した後でなければ、甲又は乙は、第1項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

3 甲又は乙は、第1項に規定する紛争解決の手続を経た後でなければ、同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法(明治23年法律第29号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができない。

(契約の変更等)

第33条 甲は、翌年度以降において予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができる。

(補則)

第34条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。